

業務指示書

キルギス国オシユ市道路交通情報収集・確認調査

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA) (以下「機構」という。) が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等 (以下「コンサルタント」という。) により実施する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントはこの業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限： 2015年9月9日 12時 まで

問合せ先： 調達部契約第二課 城水 健 Shiromizu.Tsuyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答： 2015年9月14日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 共同企業体の結成並びに補強の可否等

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

1 共同企業体の結成の可否

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一者までの共同企業体の結成を認めます。ただし業務主任者(総括)は、共同企業体の代表者の者とします。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

は、構成員にはなれません。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

注3) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付し、プロポーザルに共同企業体結成の必要性を記載してください。

2 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある(原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。) 技術者の他業務従事状態から望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は自社では確保が困難な担当分野である場合、自社と雇用関係のない技術者の「補強」を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 全ての業務従事者について、補強を認めません。

(○) 以下の要件で、補強を認めます。

- 1) 共同企業体でプロポーザルを提出する場合は、代表者及び構成員ともに、現地業務に従事するそれぞれの業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の1/2まで補強を認めます。
- 2) 共同企業体を結成しない場合に限り、現地業務に従事する全業務従事者数（通訳団員の配置を認める場合はそれらを除く）の3/4まで補強を認めます。

【業務主任（総括）について】

(○) 業務主任者（総括）については補強を認めません。

() 業務主任者（総括）について補強を認めます。ただし、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者（副総括）の配置は認めません。

【その他の業務従事者について】

() 次の団員については補強を認めません。

() 協力準備調査、その他先に行われた調査参加コンサルタント

からの補強は認めません。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 資格停止期間中のコンサルタントからの補強は認めません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳については、補強を認めます。

3 外国籍人材の活用

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
- ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：道路計画に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容
- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1) と (2) を併せた記載分量は、30 ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、または遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定するものとします。
なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認するものとします。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の() に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／道路計画）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：道路計画に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：キルギス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

- 4) 業務主任者等としての経験
- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 交通分析／経済評価】

- 1) 類似業務の経験：交通分析／経済評価に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：キルギス 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 プロポーザルの提出手続き等

1 プロポーザルの提出期限、提出場所、提出物

- (1) 期限：2015年9月18日 12時
- (2) 場所：本機構本部1階 調達部受付
- (3) 提出物：プロポーザル 正1部 写4部
見積もり 正1部 写1部（次項第7参照）

2 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) プロポーザル提出者（共同企業体構成員を含む）が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 機構が定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程（調）第42号）に基づく資格停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき（なお、プロポーザルの提出後であっても本指示書第8.2による審査結果の通知前に資格停止を受けたものを含みます。）
- (7) 虚偽の内容が記載されているとき
- (8) 前号に掲げるほか、本指示書又はコンサルタント契約関連規程に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り（消費税を含まない）及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出して下さい。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

- 4 (各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () 本業務における一般業務費の見積りについては、定率化方式とし、一般業務比率の上限は、

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。
- () 第2、第3で記載した事項のうち下記については、分けて見積って下さい。

- () 現地の治安状況が不安定であることから、業務従事者に対し、戦争保険(戦争危険担保特約)あるいはこれに相当する保険を付保することができます。付保する場合は、その経費を見積もって下さい。

(○) 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規割引運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

() 航空運賃及びエクセス料金については、別見積りとしてください。

航空運賃を見積る場合には、エコノミークラス普通運賃と制限付エコノミークラス(Y2)を比較のうえ、より安価な運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規割引航空運賃の利用について/通知(PR)第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラスの正規運賃までを上限の単価として見積りを行って下さい。

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(KGS1 = 2.035 円, US\$1 = 124.21 円, EUR1 = 136.05 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価をおこなうために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者または副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者または副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

～
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: 独立行政法人国際協力機構

会議室

(3) 実施方法：

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) 機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。
- () テレビ会議システムによる上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その場合は、上記(2)の実施場所以外でのテレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、プロポーザル提出時、接続先等(接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号)を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。条件等は、以下のとおりです。
- a) 本邦以外の場所より、ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続し、指定された実施日時にテレビ会議実施が可能な場合は、認めます。
 - b) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。
 - c) 接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。ただしJICA在外事務所主管案件で、当該主管事務所より出席する場合は、この限りではありません。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

本件業務では別紙のプロポーザル評価表に従いプロポーザルの評価(技術評価)を行います。

業務管理グループにおける副業務主任者(副総括)は業務主任者(総括)と同様の項目・基準で評価を行います。

注) 業務管理グループを認める全案件(業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く)においては、業務管理グループとしてシニア(46歳以上)と若手(35~45歳)が組んで応募する場合(どちらが総括でも可)、一律3点の加点(若手育成加点)を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。(年齢は当該年度(公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。)4月1日時点での満年齢とします。)ただし、「1. コンサルタント等の法人としての経験・能力」、「2. 業務の実施方針」、「3. 業務従事予定者の経験能力」の合計が70点未満の場合は、加点は行いません。

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を参考として交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。

(1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/道路計画
交通分析/経済評価

(2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.41 M/M

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルは当機構で評価・選考の上、2015年10月7日(水)までにプロポーザルを特定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

- ・契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

- ・以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点*
- ⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ（若手育成加点及び価格点については「第9 プロポーザルの評価
1 プロポーザルの評価基準」参照）。

- ・基準点に達しない者については「基準下」とのみ記載する。

第10 その他

1 配布・貸与資料

機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないで下さい。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル（正）及び見積書（正）は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」：

JICAホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal.html>)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達

(URL: <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報を機構ホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表における当機構との取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 本体事業からの排除

以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) は、本業務 (協力準備調査) の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理契約以外の役務及び財の調達から排除される (その場合は、受注コンサルタント等が製造、販売する資機材も排除される) 見込みです。

() 本件受注コンサルタント (JV構成員及び補強を含む。) 及びその関連会社/系列会社 (親会社を含む。) は、本業務 (詳細設計) の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理業務 (調達補助を含む。) 以外の役務 (審査、評価を含む。) 及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表
 キルギス国オシュ市道路交通情報収集・確認調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(40.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(50.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(34.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/道路計画	(34.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	13.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	5.00	2.00
②副業務主任者	(-)	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	()	(8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力：交通分析/経済評価	(16.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	3.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 業務の目的・内容に関する事項

1. プロジェクトの背景

キルギス共和国（以下、「キルギス」と呼称する。）は、その周辺をカザフスタン、中国、タジキスタン、ウズベキスタンに囲まれた中央アジアの内陸国である。キルギスでは、人や物資の移動の約95%を自動車による陸送に依存し、約34,000 kmに及ぶ国内の道路網は、国民の生活道路のみならず、他の中央アジア諸国、中国、南西アジアを結ぶ地域内の交通手段として重要な役割を担っている。

首都ビシュケク市に次ぐ人口約26万人を有するオシュ市は、ウズベキスタン東部からタジキスタン、更にキルギス南部に広がるフェルガナ盆地に位置し、太古よりこの肥沃な土地によって農作や畜産が盛んであると同時に、物流の中心となっている都市である。同市内中心部付近には、キルギスで第2番目の規模であるカラスーバザール（主に中国からの輸入品を中心とした大規模市場）が存在し、国内に加えて周辺国からの業者が集う場となっている。

オシュ市内の交通網に着目すると、ビシュケク市とオシュ市の両都市間を結ぶ同国で最も主要な国際幹線道路であるビシュケクーオシュ道路（BO道路）、オシューサリタッシュューイルケシュタム道路（OSI道路）（至中国国境）、オシューバトケンーイスファナ道路（OBI道路）（至タジキスタン国境）等、国内の輸送や周辺国との交易に大きく貢献している国際幹線道路が市内道路と接続している。このように、オシュ市は物流の拠点になっている一方で、同市内を東西に分断する形で流下しているアクブラ川により、渡河地点が限られており、前述の各国際幹線道路を結ぶ迂回路が整備されていないことから、物流を担う大型車等が頻繁に同市内を通行している。さらに、同市を中心とするオシュ州は、近年、南部方面への都市化が進行しており、人口及び車両が著しく増加している。

これらの状況が重なり、オシュ市内においては、恒常的な渋滞が発生しており、交通安全の面においても課題が存在する。そのため、オシュ市内及び近郊の恒常的な渋滞を緩和し、安全で円滑な交通を確保することが求められている。

2. 業務の目的

オシュ市内を通過する国際幹線道路の交通を安全で円滑にするための道路整備計画及び我が国の協力の可能性について検討する。

3. 業務対象地域（別紙1参照）

オシュ市内及び近郊（特に、BO道路、OSI道路、OBI道路の国際幹線道路）

4. 業務の範囲

「2. 業務の目的」を達成するため、「5. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ、JICA及びキルギス共和国側関係諸機関と十分な意見交換を行いながら「6. 業務の内容」に示す業務を実施す

るとともに、「7. 成果品等」に示す報告書を作成・提出するものとする。

5. 実施方針及び留意事項

(1) 現地調査の実施方法

本調査においては、①業務対象地域における交通網の現状及び交通需要、道路構造物の状況及び将来の整備計画等の調査・検討を行うための現地調査、②現地調査及び国内作業結果を先方関係者に説明・協議し、提案する道路整備計画について了解を得るための現地調査の2回の現地調査の実施を予定している。それぞれの現地調査に際しては、当機構から調査団員を参加させることを想定している。

(2) 道路整備計画の検討

キルギス側で進められている道路整備計画として、オシュ市は市内でのバイパス整備案を検討しており、運輸通信省（Ministry of Transport and Communications、以下、MOTC）はオシュ市郊外の市域を南東側に迂回してBO道路及びOSI道路とOBI道路を結ぶための環状道路の新規整備を検討しているため、道路整備計画の検討にあたっては両ルートのフィージビリティを確認する。後者のMOTCが検討中の新規整備道路は、現在、MOTC独自の資金により詳細設計を実施中であり、新規整備ルートはほぼ確定しているため、同ルートの設計変更等は提案しない。ただし、同ルートの新規整備が実現した場合は、将来交通量に影響する可能性があるため、交通分析及び経済評価においては、これを考慮する必要がある。現地調査期間中には、同ルートの詳細設計を発注しているMOTCから適宜情報収集する他に、双方の成果を共有する。一方で、前者のオシュ市が検討中の新規整備道路においては、設計に未着手であるため、新たなルートの提案を含む道路整備計画及び整備優先度の検討も想定している。

(3) 開発政策・計画の確認と既存事業を踏まえた検討

調査実施にあたっては、キルギス政府の開発政策・計画に加えて、全国の国際幹線道路及び業務対象地域にかかるこれまでのJICA、アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）等のドナーによる支援内容・進捗状況・教訓等も十分踏まえる。

また、MOTCへ派遣中の長期専門家「道路行政アドバイザー」（2008～11年・2011～14年・2014～16年）がキルギスの道路交通分野にかかる情報収集も実施しているため、同専門家からも情報収集を実施する。

(4) カウンターパート

本調査の対象地域はオシュ市及び近郊となるが、オシュ市内道路は国際道路を含めてオシュ市役所管理、その郊外の道路は国際道路を含めてMOTC管理である。本業務の実施にあたっては、「2. 業務の目的」を達成するため、市内を除く国際幹線道路の道路整備計画を立案・実施するMOTCをカウンターパートとする。同市内の道路管理者であるオシュ市役所は、現地における道路・橋梁設計図、調査箇所データ、交通量データ、自然条件データ及びバイパス整備案等の調査関連情報を得るための対象機関とする。

一方で、MOTC とオシュ市が活用する上で、有効かつ妥当な道路整備計画を提案するには、MOTC とオシュ市役所双方からの協力が必要である。また、調査工程中の適切な時期においてコンサルタントから MOTC とオシュ市への調査の進捗報告も必要となる。特に、オシュ市が検討中の新規整備道路において、新たなルートの提案を含む道路整備計画及び整備優先度の検討をする場合には、独自のバイパス整備案を検討しているオシュ市との十分な協議を行う。

6. 業務の内容

国内作業および現地作業については、下記内容を基本とするが、コンサルタントは、目的を達成するために効果的・効率的な調査方法、検討内容、スケジュールを検討し、プロポーザルにて提案を行う。

(1) 既存資料及び報告書のレビューとデータ収集

既存資料及び報告書からデータを整理・分析するとともに、詳細な調査内容・スケジュールを検討する。また、最低限、以下の項目についてはデータ収集する必要がある。仮に、データ収集が困難である場合には、プロポーザルにて追加の現地調査を提案することも可とする。

- ・道路インフラの位置づけ及び開発実績と課題
- ・道路インフラに係る行政・法制度、組織体制、予算状況
- ・道路整備に係る関連法令、調査報告書、他ドナーの計画・実績
- ・MOTC が検討している新規整備案等の既存の開発計画
- ・オシュ市が検討しているバイパス計画等の既存の開発計画
- ・社会経済状況（将来人口、国内総生産等）、自動車保有台数等の将来交通量予測に必要な情報
- ・キルギス共和国及び業務対象地域における国際幹線道路の位置づけ
- ・業務対象地域の地図、地形図、地質、自然・気象条件、土地利用図
- ・業務対象地域の被災履歴、通行止め履歴、交通事故件数・死傷事故率
- ・業務対象地域の交通量の現状及び推移
- ・業務対象地域の走行速度、駐車場状況、交通管理施設
- ・調達関連情報（現地調達、第三国調達、現地建設業者の技術レベル等）
- ・オシュ市を中心とした国際道路間及び隣国から輸出入される主要物資の種類と物流量

(2) インセプションレポートの作成と協議

既存の関連資料・情報・データを整理し、プロジェクト実施に関する基本方針、方法、項目と内容、実施体制、スケジュール等を検討し、インセプションレポート（案）を作成する。インセプションレポート（案）を JICA 関係者に説明し、コメントを反映した上で最終版を JICA に提出する。

(3) カウンターパートへの説明

現地業務着手にあたって、インセプションレポートに基づき、MOTC 及びオシュ市役所に本調査の概要・方針を説明すると共に、関連データ・資料を入手する。特に現地調査については、調査位置や調査日時等を説明のうえ、その妥当性を双方で確認する。現地調査終了後の結果取りまとめ後と、道路整備の優先度及び整備内容を取りまとめる際には、MOTC およびオシュ市役所の見解・意見を適宜確認する。なお、カウンターパートとの打合せ実施後は、速やかに JICA へ内容

の報告を行うと共に、課題、や解決案についても整理する。

(4) 既存道路並びに先方政府による道路整備計画に関する情報収集

現地調査路線は、業務対象地域内の既存道路に加えて、MOTC 及びオシユ市役所が検討している新規整備道路案も対象とする。なお、これまでに現地から入手した情報によると、「5. 実施方針及び留意事項」の「(2) 道路整備計画の検討」に記載の通り、MOTC 及びオシユ市が其々新規道路整備を検討している。そのため、MOTC 及びオシユ市から既存道路並びに道路整備計画に関する情報を収集し、分析する。

(5) 路側交通量調査

業務対象地域内にて、路側交通量調査を実施する。渋滞が恒常的に発生している箇所、オシユ市近郊の国際幹線道路上の箇所等、約二十箇所程度を想定する。なお、調査実施方法並びに調査位置についてはプロポーザルにて提案する。なお、路側交通量調査の実施にあたっては、必要に応じて現地再委託も可とするが、その場合の経費は本見積りに計上する。

1) 調査位置

調査対象とする交差点等で二十箇所程度

2) 調査項目

調査項目は、下記を想定しているが、これ以外に適切と判断される場合には、プロポーザルにて提案する。

- ・車種別通行台数（時間別・方向別）
- ・渋滞長（時間別・方向別）

3) 調査日数・日時の設定

オシユ市内における交通量調査は、特にオシユ市役所から交通混雑に関する情報を収集しながら、適切な調査日数や日時を検討のうえ、決定する。

(6) OD 調査

通行するドライバーへのインタビューにより路側 OD 調査を実施することを前提としているが、必要であれば同調査とパーソントリップ調査とを組み合わせることも可とする。調査項目はドライバーの出発地・目的地を確認することを原則とするが、ドライバーの属性や移動の目的等の交通量の分析に必要と判断される項目、及びサンプル数については、プロポーザルにて提案する。なお、OD 調査の実施にあたっては、必要に応じて現地再委託も可とするが、その場合の経費は本見積りに計上する。

(7) 将来交通量推計

上記(5)路側交通量調査、(6) 路側 OD 調査によって得られたデータ、MOTC 及びオシユ市役所より得られたデータに基づき、業務対象地域の道路網の将来交通量を推計する。

(8) 橋梁調査及び橋梁改修・新設計画

オシユ市内における既存橋梁の調査を実施する。橋梁調査にあたっては、本調査にて提案する道路整備計画との関連性を十分に踏まえた上で、橋梁の健全度、交通状況等を把握し、橋梁の補修や架替、拡幅等の必要性について検討する。ただし、基本的に MOTC が管理する橋梁は、「橋

梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」にてデータ取得済みであるため、本橋梁調査対象には含まないが、必要に応じて MOTC から入手する。

また、橋梁の架替もしくは新設を検討する際は、橋梁幅員、延長、形式等についても提案し、後述（12）で実施する道路整備計画の検討に反映させる。また、他ドナーによる支援状況を確認し、後述（13）で実施する我が国の協力の可能性の検討の際には重複を避ける。

(9) 地形・地質調査に係る情報収集

新規整備の検討に必要なデータの入手を図る。なお、地形・地質データの入手については、MOTC 及びオシユ市役所からの情報収集の他、入手可能な地形図や電子データを入手することを想定しており、現地において測量等を実施することは想定していない。

(10) 調達関連情報の収集

我が国の協力を実施する場合に必要な資機材（骨材、コンクリート、アスファルト、建設機材等）、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、調達事情（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）を調査する。さらに、同国における既往の道路・橋梁建設に係るプロジェクト事業費等の情報を収集する。なお、調査方法については、既往プロジェクトの情報を参考に加えて、現地カウンターパート、材料調達事情に精通した現地コンサルタント等からも情報収集することを想定している。調査の結果、材料調達にリスクがあることが判明した場合は、そのリスクを報告書に記載するとともに、リスク回避に係る必要な検討事項をまとめる。

(11) 環境社会配慮に係る情報収集及び分析

MOTC 及びオシユ市が整備候補としている業務対象地域の新規整備道路には、住宅街や民家、用水路、公共施設等が散在している状況である。本調査では、新規整備道路が事業化された際に影響を受けるおおよその世帯数、用地取得の必要性等を確認し、環境に対する影響を考察する。また下記項目についても情報収集する。

- ・ 関連法令
- ・ 環境アセスメント制度（制度概要、承認手続き、関係機関の役割）
- ・ 用地取得・住民移転制度

(12) 道路整備計画、整備優先度、整備内容の検討及び提案

(1)～(11)の結果に基づき、MOTC とオシユ市の双方にとって最善な道路整備計画、整備優先度、整備内容の提案が出来るよう十分検討する。道路整備計画の検討にあたっては、MOTC 並びにオシユ市が提案する新規整備道路のフィージビリティの検討の他に、オシユ市が検討中の新規整備道路においては、新たなルートの提案を含む道路整備計画の検討と整備優先度の検討も想定している。さらに、(8) で検討した橋梁の改修・新設計画についても、道路整備計画に併せて反映させる。なお、提案する整備内容については、概算事業費及び整備効果も含める。

(13) 我が国の協力の可能性についての検討

(12)の結果に併せて、JICA 国別分析ペーパーや先方政府の開発戦略との整合性、既往の道路交通分野に対する協力との関連性・相乗効果、案件実施した場合の実施機関による予算の負担能力、案件実施による裨益効果、案件実施後の維持管理体制等を踏まえ、我が国の協力を実施する上で妥当な事業内容について検討する。なお、本検討の際には、MOTC が検討中の新規整備道路の情

報収集の結果も十分に踏まえる。

(14) ドラフトファイナル・レポートの作成

本調査の成果を踏まえたドラフトファイナル・レポートを作成する。

(15) ドラフトファイナル・レポートの説明・協議

ドラフトファイナル・レポートの説明に当たっては、JICA からも出張を予定しており、同出張者と協力し、ドラフトファイナル・レポート（ルート全体の整備計画、事業化の手順及び内容、我が国の協力の方向性等）を先方政府関係者に説明し、内容を協議・確認する。

(16) ファイナル・レポートの作成

(15)を踏まえてファイナル・レポートを精緻化し、最終版を JICA に提出する。

7. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

なお、以下に示す部数は JICA へ提出する部数であり、それとは別に括弧内に記載した部数は先方政府関係機関との協議に使用する、または提出する部数の目安とし、先方との協議を踏まえて部数を確定する。また、円滑に業務を実施するため、各報告書について露文版を作成し、簡易製本の上、適宜先方政府関係者と共有する。ただし、露文版は参考としての位置づけとし、成果品は和文及び英文とする。

(1) 調査報告書

1) インセプション・レポート（簡易製本）

記載事項：業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画、便宜供与依頼内容等

提出時期：調査開始後半月以内

部 数：和文 3 部、英文 2 部（先方提出 1 部）、露文 3 部（先方提出 2 部）、電子データ

2) ドラフトファイナル・レポート（簡易製本）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：第一次国内作業終了時を想定

部 数：和文 3 部、英文 2 部（先方提出 1 部）、露文 3 部（先方提出 2 部）、電子データ

3) ファイナル・レポート（製本）

記載事項：調査結果の全体成果（要約を含む）

提出時期：ドラフトファイナル・レポートへのコメント受領から 2 週間以内

部 数：和文 4 部、英文 3 部（先方提出 1 部）、露文 4 部（先方提出 2 部）、CD-R 各 5 部

注 1) 報告書類の印刷、電子化（CD-R）については、「コンサルタント等契約における報

告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」によるものとする。

注2) 報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保する。
また、表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受ける。

(2) その他の報告書類

1) 業務計画書（簡易製本）

記載事項：業務実施契約の契約約款・共通仕様書第6条に記載するとおり。

提出時期：契約開始後10日以内

部 数：和文5部

2) 業務月報

記載事項：国内・海外における業務従事期間中の業務に関する以下の事項

- ① 当月の進捗
- ② 翌月の計画
- ③ 当面の課題
- ④ 業務フローチャート
- ⑤ その他先方実施機関との合意文書等

提出時期：毎月

部 数：和文1部

第3 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2015年10月中旬より業務を開始し、2016年3月前半の終了を目処とする。調査行程、各調査報告書作成時期の目処は次図のとおり。ただし、10月4日に議会選挙が予定されているため、治安状況によっては現地調査期間を変更する可能性がある。

時期 工程 月	2015年度					
	1 10	2 11	3 12	4 1	5 2	6 3
第一次国内作業	□					
インセプションレポート	△					
第一次現地調査	■					
第一次国内作業			□			
ドラフトファイナルレポート					△	
第二次現地調査					■	
ファイナルレポート最終化						□
ファイナルレポート提出						△

図-1. 業務工程

(2) 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

1) 業務量の目途

合計 12.54 MM

2) 業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮のうえ、より適切な団員構成がある場合は、その理由とともにプロポーザルにて提案する。なお、以下に記載の格付けは目安であり、これを越えた格付けの提案も認める。ただし、目安を越える格付けの提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記する。

ア) 総括/道路計画(2号)

イ) 交通分析/経済評価(3号)

ウ) 都市計画

エ) 橋梁計画

オ) 調達計画

カ) 環境社会配慮

キ) 通訳

3) 通訳

本調査には通訳（露語）の配置を認める。ただし、経費は直接費のみとする。また、日本から参团する通訳団員に加え、現地での通訳備上（露語⇄英語）も必要に応じ認める。備上を希望する場合は、必要経費を本見積書に記載する。

4) 現地再委託

本指示書中に明記されている「路側交通量調査」及び「路側 OD 調査」については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することを可とする。現地再委託にあつては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン(2012年4月)」に則り選定及び契約を行い、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行う。

また、プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行う。

なお、現地再委託費は本見積として計上する。

(3) 参考資料

1) 公開資料

運輸インフラセクターに関する以下の報告書が、JICA 図書館のウェブサイトにて公開済み (<http://libopac.jica.go.jp>)。

- ・キルギス国 ビシュケク市交通改善計画調査ファイナル・レポート 要約編和文
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013131.html>
- ・キルギス国 ビシュケク市交通改善計画調査ファイナル・レポート (英文)
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000013133.html>
- ・キルギス共和国 ビシュケク-オシュ道路雪崩対策計画準備調査 準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000020039.html>
- ・キルギス国 道路維持管理機材改善計画準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000019832.html>
- ・キルギス共和国 ビシュケク-オシュ道路クガルト川橋梁架け替え計画準備調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009318.html>
- ・キルギス共和国 道路維持管理能力向上プロジェクト終了時評価報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016444.html>
- ・キルギス共和国 道路維持管理能力向上プロジェクト事前評価調査報告書
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247063.html>

2) 貸与資料

特になし。

(4) 便宜供与

本調査実施に当たり、コンサルタントは独自で調査を遂行することが求められているが、便宜供与にかかる機構事務所の支援を必要とする場合は、東・中央アジア部または JICA キルギス事務所に連絡・協議する。

(5) 調査用機材の調達

コンサルタントは、業務遂行上必要な機材があればプロポーザルにて提案し、見積に含める。

本邦から携行するコンサルタント所有の機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

(6) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

(7) 安全管理

現地作業期間中は安全管理及び安全確保に十分留意する。当地の治安状況については、外務省「海外安全情報ホームページ」等を通じて事前に情報収集するとともに、機構キルギス事務所において十分な情報収集を行なう。

また、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。さらに、現地調査時には、事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について事務所と緊密に連絡をとる。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。

以上

業務対象地域の周辺地図

